平成２４年（フ）第５９９号
福岡県太宰府市都府楼南３丁目24番11―205号
債務者　中谷　靖子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０６号
福岡市東区馬出１丁目21番１―704号
債務者　西田　時江
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０７号
福岡市東区馬出１丁目21番１―704号
債務者　西田　　智
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１０号
福岡県糟屋郡新宮町下府４丁目６番６号　アルピーネ106号
債務者　大川　幸希
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１２号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央４丁目２番41号
債務者　下田　秀道
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１３号
福岡市東区原田４丁目６番24―206号
債務者　下田亜寿沙
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２０号
福岡市東区名島２丁目３番11号
債務者　曽根　裕幸
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２１号
福岡市東区名島２丁目３番11号
債務者　曽根万里子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２６号
福岡市博多区寿町２丁目８番１号
債務者　南　　和孝
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６３２号
福岡市博多区堅粕４丁目21番12号
債務者　岩永　利幸
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６３５号
福岡市南区柳河内１丁目７番19号
債務者　岩下　眞則
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４３号
福岡県春日市若葉台東２丁目４番地コーポ88・202号
債務者　高木　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８８号
福岡市東区原田２丁目20番22号
債務者　山田　昌代
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２号
北海道沙流郡日高町富川南３丁目４番２―101号
債務者　渡辺　峰子（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
仙台市若林区畳屋丁52番地　第２コーポ村上202
債務者　古門　哲也
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
茨城県常陸太田市木崎一町798番地の１、住民票上の住所茨城県常陸太田市中城町3289番地の１　中城町団地104号
債務者　大内　麗子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４８号
茨城県常陸太田市木崎一町798番地の１
債務者　掛札　淳子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
水戸地方裁判所